

第30回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第30回定例会 令和7年9月29日

開会 13時30分 閉会 14時20分

出 席 委 員
(22名)

会長 依田 繁二	会長代理 舩田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
3 檜原 龍太郎	15 上原 真由美
5 小野 高男	16 倉嶋 慶和
6 杉田 修司	17 武舎 和久
7 小宮山 信幸	18 山田 貴司
8 保科 正行	推進 上原 敦夫
10 井出 藤男	推進 五十嵐 秀人
11 田口 千秋	推進 伊藤 茂
12 比田井 尚良	推進 白石 文生
13 田中 章	推進 大塚 和信

欠 席 委 員

2 笹平 民男

議事録署名委員

14 柳澤 大作 15 上原 真由美

出 席 職 員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 重田 雄一
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐々木 大輔
事務局 鈴木 優
事務局 福川 佳菜子
事務局 堀 涼佳
事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局

皆さん、こんにちは。巨峰の王国まつりでは、皆様のご協力をもちまして無事に終わることが出来ました。ありがとうございます。昨年より若干多く、売り上げることが出来ました。また、火のアートフェスティバルがありますので、ご協力をお願いします。本日は笹平委員がお休みになりますが、第30回農業委員会定例総会を始めたいと思います。開会を会長代理からお願いします。

船田代理

皆さん、こんにちは。先日の巨峰の王国まつりで焼きトウモロコシの販売は、大変ご苦労様でした。大分涼しくなり、めっきり秋らしい陽気になってきました。取り入れの秋を迎えまして、大変お忙しいところ出席をいただきまして、ご苦労様です。ただいまより、第30回農業委員会総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局

続いて、会長挨拶、その後、議事録署名委員の指名と議事を進めていただければと思いますが、よろしくお願いします。

会長

皆様、こんにちは。巨峰の王国まつりでは、農業委員会の出店により2日間の出役をいただきましたが、2日間ともに完売されたということです。皆さんの努力と、地元産のトウモロコシが予想以上に人気があり、生産者の皆さんには大変感謝申し上げます。

猛暑の中で、農作業の収穫が本格化の中で、農地パトロールを行っていただきました。ここで拝見しますと、全員農地パトロール中に事故もなく、無事に終わったようです。委員会としまして、感謝申し上げます。10月に行われる火のアートフェスティバルにつきましては、先ほどイベント委員会で、話があったと思いますが、焼き芋を販売します。サツマイモ掘りも出役いただき、皆さん方に感謝申し上げます。

それでは、ただいまより審議に入りますが、本日の議事録署名は、14番の柳澤委員、15番の上原真由美委員をお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、案件が4件ありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方です。譲受人も○○の方です。譲渡人は○○により農地を取得しましたが、農地の管理が出来ないため、譲り渡すものです。譲受人は、隣接農地と一体とし

て耕作しているため、譲り受けるものです。申請地では、ブドウを栽培しています。譲受人自宅から徒歩〇〇分と近いと、問題ないと判断しました。

3-2 〇〇番、図面は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇により農地を取得しましたが、農地の管理が出来ないため、譲り渡すものです。譲受人は自宅に隣接しており、日常的な管理、耕作が容易なため、取得したいとのことです。申請地ではネギを栽培予定です。譲受人自宅に隣接しており、問題ないと判断しました。

3-3 〇〇番他〇〇筆、図面は3ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇に在住のため、農地の管理が出来ないので、譲り渡すものです。譲受人は、隣接農地と一体として耕作するため、譲り受けるものです。申請地では、大根、ホウレンソウなどを栽培予定です。譲受人農地に隣接しており、問題ないと判断しました。

3-4 〇〇番他〇〇筆、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、〇〇に付随する農地として、譲り渡すものです。譲受人は〇〇に付随する農地として耕作するため譲り受けるものです。申請地では水稲、トマトなどを栽培予定です。譲受人は近くに友人がおり、その方に教わりながら耕作し、足りない農機具等については借用予定です。譲受人農地までは徒歩1分と、車で3分と近いと問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号1から白石委員より説明をお願いします。

白石委員 資料の1ページをご覧いただきたいと思います。事務局の方の説明ですべてですが、譲受人、譲渡人は〇〇の関係であり、なおかつ、近くに2人とも住んでいます。お2方は、地元で様々な役を率先してやっています。当該農地ですが、もともとは〇〇が借りていた場所であり、2つの隣接する土地で一体的に栽培していくというような状況です。特に問題はないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして、

ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 譲り渡す方は〇〇歳で、譲り受ける方が〇〇歳ですが、後継者はどうなのでしょうか。

白石委員 後継者に〇〇がいらっしゃる、農業をやっているし、〇〇はお元気で〇〇年以上もやっています。

議長（会長） よろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして、上原敦夫委員より説明をお願いします。

上原敦夫委員 それではお願いします。地図は2ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇にあたります。譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇で〇〇です。譲渡人の〇〇は、以前、〇〇に住んでいらっしゃいましたが〇〇に引っ越しをし、土地の管理が出来ないので、〇〇の〇〇に譲り渡したいということです。〇〇のお住まいのすぐ横の畑ですので、ネギなどの家庭用の野菜を作りたいので、譲り受けたということです。また、畑にある物置には、鍬などの農具を入れておきたいということです。別に問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号2の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。それでは番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして、田口委員より説明をお願いします。

田口委員 ご説明いたします。資料3ページをご覧ください。先ほどの事務局の説明のとおりですが、当該地は〇〇の〇〇の集落内です。譲渡人の

〇〇は〇〇在住で管理が困難なため譲り渡したいということで、譲受人はそれに応じたということです。譲受人の〇〇宅は当該地に隣接しており、現在も善意で草刈等をしています。農業に必要な農機具も揃っており、後継者が〇〇歳の〇〇も当該地で野菜を栽培して前向きです。特段問題ないと思います。ご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号3の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 4ページをご覧ください。譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇です。〇〇は〇〇の方で、〇〇の〇〇の物件として譲り受け、それに付随した土地になります。来年、移住するため、今年中に家を改築し来年から住むということです。土地は、現在、〇〇の〇〇に耕作をしてもらっていますが、来年から〇〇の方に指導してもらい、ここを耕作するということです。このような経緯もありますので、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号4の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、議案第2号に入ります。農地法第5条の規定による許可申請について、3件の案件がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

5-1 〇〇番、資料は5ページから7ページです。所有権移転、追認案件になります。場所は〇〇から〇〇約〇〇メートル付近にある農地です。駐車場、倉庫、家庭菜園敷地の申請です。譲受人は〇〇の

方、譲渡人は〇〇の方です。申請者は自宅に隣接する当該地を取得し、駐車場等の敷地として利用するものです。すでに申請地の一部は倉庫敷地として利用されており、この度、正規の手続きに加え、駐車場及び家庭菜園敷地として申請がありました。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-2 〇〇番、資料は8ページから11ページです。所有権移転です。場所は〇〇から約〇〇メートル〇〇にある農地です。貸駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。今年の〇〇に、当該地は個人から法人への移転、資材置場として申請があり許可になりましたが、手続きを進めている中で、個人から法人への譲渡は譲渡所得税が多くかかることが判明したため、法人の代表である個人へ譲渡する形とし、その個人から法人へ貸すための駐車場としての転用ということで、再度申請があったものです。資料の11ページが、その経過を示した申立書となっています。第2種農地ですが、代替性がないことから、転用はやむを得ないと判断しました。

5-3 〇〇番、資料は12ページから14ページです。所有権移転です。場所は〇〇の交差点から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。住宅分譲地の申請です。譲受人は〇〇の法人、譲渡人は〇〇の方です。当該地を含め、〇〇に位置する〇〇番及び〇〇番を含め、合計〇〇筆の土地を利用し、〇〇区画の分譲地とする計画です。なお、〇〇番及び〇〇番は、それぞれ〇〇年、〇〇年に駐車場敷地として転用許可済、また、転用済であるため、農地転用申請は不要です。第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。笹平委員がお休みですので、番号1の案件は、事務局の説明をもってご検討いただきたいと思います。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして、船田代理より説明をお願いします。

船田代理

本案件につきましては、先ほど事務局の方から説明があったとおり、〇〇の農業委員会の際に、譲受人の〇〇の経営する〇〇が、農地法第5条の規定による許可申請を出し、ご審議いただき承認をいただいた件で、再申請の案件になります。再申請の経過については、先

ほど事務局から、譲渡所得税の課税等についての説明があったとおりです。一旦、承認をいただいた内容を取り下げ、再度、農地法第5条の規定による許可申請をしたということです。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇です。申請地は、譲り受けた後は貸駐車場として経営している会社に、貸し付けるという内容です。当初は資材置場として利用するという申請でしたが、資材置場としては貸し付けが出来ないということなので貸駐車場として貸し付けるという内容に変更しました。少し複雑な内容ではありますが、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号2の案件につきまして、それぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 資材置場として借りたいということで土地を探していて、色々な事情があって資材置場としては使用出来ないということで、駐車場にすると資材置場を新たに必要になるという判断でよろしいですか。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 当初は資材置場として申請があり、同時に駐車場も実は探していたそうです。農地法上、貸資材置場の転用は許可がありませんので、今回の申請はどうしますかと聞きましたら、駐車場も探していたので、駐車場で申請をして、資材置場は新たな場所を探すという伺っています。

議長（会長） 今の説明でよろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他にご質問はないですか。

伊藤委員 資材置場は農地で、駐車場は宅地ですね。

事務局 課税のことですか。

伊藤委員 はい。

事務局 課税はどちらも雑種地になり、宅地の70パーセントになります。

議長（会長） 伊藤委員、よろしいですか。

伊藤委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。

白石委員 貸駐車場の転用は認められていて、貸資材置場は認められないのはどういう理由になるのでしょうか。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 貸駐車場、貸住宅等は、ある程度借りる方が固定されるものですが、貸資材置場は、借り手が固定されないからです。

議長（会長） ただいまの説明でよろしいですか。

白石委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号２の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、番号３の案件につきまして、保科委員より説明をお願いします。

保科委員 図面は１２ページ、１３ページ、１４ページになります。宅地分譲に伴う案件です。本件の場所とその〇〇にある、現在、駐車場として使われている土地と合わせて、〇〇世帯の住宅地を造ろうというものです。現在の申請の場所は、長い間、耕作はされておられません。常に綺麗になっておりまして、草が生えているのを見たことはありません。周りが住宅地なので特に問題はないかと思いますが、ご審議お願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号３の案件につきまして、それぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号３の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。出席者全員と認め、決定いたします。次に、議案第3号、農地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農用地利用集積等促進計画9月分について説明します。資料の3ページが、地域計画内における中間管理事業の利用権移転になります。1件、2筆、合計1,886平方メートルです。資料の4ページが、地域計画外における中間管理事業の利用権移転になります。1件、3筆、合計1,250平方メートルです。資料の5ページが、地域計画内における中間管理事業を通した利用権設定になります。7件、12筆、合計15,811平方メートルです。資料の6ページが地域計画外における中間管理事業を通した利用権設定になります。2件、2筆、合計2,547平方メートルです。全体の合計は11件、19筆、合計21,494平方メートルです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、ご質問ご意見をいただきたいと思えます。

船田代理 ○○ですが、○○で2～3年前に就農して、経営を確立するという事で、ある程度規模拡大を図ってきています。これを見ると、大分土地を返却、他の方に移転するということですが、現状の経営状況がもう目一杯になってきているということで理解していいですか。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 船田代理のおっしゃるとおりです。新規就農の時はこの土地を計画に入れていましたが、途中で自宅から近い場所が手に入ってきたので、ここを手放し集約して、自分の家から近いところで就農をしています。経営状況的には、もう目一杯にはなっているので、こちらは違う方にやっていただいています。

議長（会長） 船田代理、よろしいですか。

船田代理 はい。

議長（会長） 他にありませんか。ないようですので、採決に入ります。議案第3号、農地利用集積等促進計画につきまして、賛成の方は挙手をお願い

します。

(全員挙手)

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定いたします。

本日の提案事項につきましては全案件終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)